

2021年2月10日

学生の皆様へ

学生支援部長 田代 利恵

### 緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について（課外活動関係）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の対象期間が延長されました。福岡県は感染者数が減少傾向にありますが、医療提供体制のひっ迫した状況が続いていることから、「日中を含めた不要不急の外出の自粛」をはじめ、これまでと同様の感染対策の継続が要請されています。

これらのことから、緊急事態宣言の対象期間である3月7日（日）までの間は、従来の感染対策（マスク、手洗い、三密の回避）はもとより、下記の事項についても引き続き遵守して下さい。

#### 記

- (1) 課外活動については19時までとします。20時までには帰宅し、それ以降の外出は控えて下さい。
- (2) 接触系のクラブ（レスリング、柔道、ラグビー等）については、接触を伴わない活動に限定するよう練習メニュー等を変更して下さい。大きな発声や激しい呼気を伴う活動についても控えて下さい。
- (3) 宿泊を伴う合宿や他大学等との交流試合、ならびに懇親会（いわゆる飲み会）については禁止とします。なお、公式試合への参加については、キャリア支援課に相談して下さい。「大会要項」における感染防止対策等を十分に検討したうえで、可否を判断することとします。
- (4) 寮内において、複数の学生での談笑、ゲーム、飲酒等に興じるような行為は控えて下さい。
- (5) 大学周辺の公園での危険な行為（小さな子供の近くでキャッチボールをするなど）、スーパーやコンビニ等でマスクも着けずに大声で会話をする等の行為について周辺住民から苦情が寄せられています。学外における行動に関しても十分に注意してください。
- (6) 新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いが生じた場合には、速やかにクラブ指導者またはキャリア支援課に連絡をして下さい。

なお、上記の事項については、福岡県の新型コロナウイルスの感染状況により変更が生じる可能性があります。また、学内の感染状況（クラスターの発生など）によっては、課外活動自体の禁止など、より厳しい措置となる可能性もあります。そうならないためにも、学生の皆さん一人ひとりの自覚と節度ある行動を求めます。